

カーボン・クレジット市場における売買の対象の追加（超過削減枠）に係る制度要綱

2024年5月10日

株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

2050年カーボンニュートラル目標実現のため、2023年2月、政府より「GX実現に向けた基本方針」において、カーボンプライシングの制度設計としてGXリーグにおける「排出量取引制度」の導入が示され、2023年度からの試行取引、2026年度からの本格稼働が予定されている中、当取引所は、まずJ-クレジットを売買の対象として、2023年10月11日にカーボン・クレジット市場（以下「本市場」といいます。）を開設いたしました。

今年度、当取引所は、経済産業省が実施する令和6年度グリーン・トランスフォーメーションリーグ運営事業費（GXリーグ事務局運営及びGXリーグ参画企業による自主的な排出量取引のための環境整備事業）を受託した株式会社野村総合研究所から、超過削減枠取引市場運用に係る業務について再委託を受けました¹。これを受けて、本市場における売買の対象に「超過削減枠」を追加することとし、関連する所要の整備を行います。※下線部は、超過削減枠の売買の対象への追加に伴う変更点。

II. 概要

項目	概要	備考
<u>1. 売買の対象</u>	<ul style="list-style-type: none"><u>本市場の売買の対象に超過削減枠を追加します。</u>	<ul style="list-style-type: none"><u>超過削減枠とは、GXリーグ規程²第6章第3節に定めるGXリーグ参画企業の排出削減量であり、GXリーグ事務局が発行する温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあつては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとします。）をいいます。</u>

¹ <https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/rikotaisei/2024/pdf/r240405001.pdf>

² <https://gx-league.go.jp/aboutgxleague/document/GX%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%82%B0%E8%A6%8F%E7%A8%8BR4.pdf>

項目	概要	備考
<p>2. カーボン・クレジット市場参加者</p> <p>(1) 参加者登録等</p> <p>① 登録の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ カーボン・クレジット市場参加者（以下「参加者」といいます。）の登録を受けることができる者は、以下の a から f までを満たす者とし ます。 a 法人、政府、地方公共団体又は任意団体のいずれかであること b 業務を安定的に行う体制が整っていること c 当取引所の参加者として十分な社会的信用を有し、社会的信用の欠如している者その他当取引所の目的及び市場の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど、健全な経営体制であること d 債務超過でないこと e 当該登録申込者名義の預貯金口座及びクレジット登録簿の口座（以下「クレジット口座」といいます。）を開設していること並びに適格請求書発行事業者であること f 代表者、役員又は重要な使用人のいずれかが以下のいずれにも該当しない者であること <ul style="list-style-type: none"> (a) 精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (b) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者 (c) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含みます。）又は法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含みます。）に処せられ、その執行の終わった日又は執行を受けることがないこととなった日から5年を経過しない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人は登録を受けることができません。 ・ 業務を安定的に行う体制として、具体的には複数名の役職員が従事することを要件とします。 ・ 2023年10月1日より消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることに伴い、参加者を適格請求書発行事業者に限ることとします。

項目	概要	備考
② 参加者の登録の申込み	<ul style="list-style-type: none"> • 参加者の登録の申込みは、当取引所所定の申込書を当取引所に提出して行います。 • 申込書には、以下に掲げる書類を添付することとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 会社概要 b 財務書類（貸借対照表、損益計算書等） c 預貯金口座及びクレジット口座情報 d クレジット口座を有することを証する書面 e 適格請求書発行事業者であることを証する書面 f 担当者連絡先一覧 	<ul style="list-style-type: none"> • 申込書及び申込書の提出方法については、当取引所ウェブサイトに掲載します。 • 左記に記載する書類の他、必要に応じ、別途、書類の提出を求められることがあります。 • 政府、地方公共団体、当取引所上場会社又は JPX グループの取引参加者等については、左記 a 及び b の提出を免除します。
③ <u>売買の対象の指定</u>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>登録申込者は、登録の申込みにあたり、本市場において市場参加者として売買を行う売買の対象（J-クレジット又は超過削減枠のいずれか又は双方）を指定するものとします（以下、当該売買の対象を「指定クレジット」といいます。）</u> • <u>指定にあたっては、指定クレジットごとに①e クレジット口座の開設と②c クレジット口座情報に関する書類の添付が必要となり、これらの条件を満たさない場合には当該クレジットの売買はできません。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>超過削減枠に係る制度改正施行日において現に参加者である者は、J-クレジットを指定したものとみなします。</u> • <u>超過削減枠に係るクレジット登録簿は、超過削減枠の管理のために、GX リーグ事務局が作成及び運用する電磁的台帳をいいます。なお、超過削減枠のクレジット口座の開設は、現時点では GX リーグ参画企業に限られています。</u>
④ 決済口座の指定	<ul style="list-style-type: none"> • 登録申込者は、申込みにあたり、本市場での売買の決済に用いるための、自己名義の預貯金口座及びクレジット口座を指定するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>クレジット口座の指定は、指定クレジットごとに行うこととし、原則として、それぞれ一の口座とします。ただし、当取引所が認めた場合には、複数の口座を組み合わせ</u>

項目	概要	備考
⑤ 登録料の納入及び参加者保証金の預託	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所が、登録の要件を満たすこと、申込書及び添付書類の不備がないことを確認した後、登録申込者は、当取引所が指定する期日までに、登録料の納入及び当取引所が必要と認める場合には参加者保証金の預託を行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> せた指定を行うことができます。 登録料及び参加者保証金について規定します。 当分の間は登録料は無料とし、参加者保証金は不要とします。
⑥ 参加者の登録	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所は、④の履行の確認後、登録申込者を参加者として登録します。 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者名及び指定クレジットの別は当取引所の指定ウェブサイトです。一律公表します。
⑦ 登録後のシステムテストの実施	<ul style="list-style-type: none"> 参加者として登録を受けた場合には、参加者は、当取引所が指定した期日までにログイン確認等のシステムテストを行うものとします。 	
(2) 参加者の義務		
① 参加者からの届出及び報告	<ul style="list-style-type: none"> 参加者は、参加者名の変更、預貯金口座の変更等があった場合には、当取引所に対し、遅滞なく、その旨の届出を行うものとします。 2. (2) ①に定める事項を満たさなくなった場合又は当取引所の市場におけるカーボン・クレジットの売買及び売買に伴う処理に関して必要な事項を定めるカーボン・クレジット市場利用規約（以下「本利用規約」といいます。）に違反した場合等には、当取引所に対し、直ちに、その旨の報告を行うものとします。 	
② <u>指定クレジットの変更</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>参加者は指定クレジットの追加又は指定の解除を行うことができます。追加の場合には、指定クレジットに係るクレジット口座の開設及びクレジット口座情報の提出が必要となります。</u> 	
③ 市場参加に関する料金の納入	<ul style="list-style-type: none"> 市場参加に関する料金は以下のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 基本料 b 売買手数料 c 決済手数料 	<ul style="list-style-type: none"> 市場参加に関する料金について規定します。 当分の間はいずれの料金も無料とします。
(3) 参加者の登録の解除	<ul style="list-style-type: none"> 参加者が参加者登録の解除を希望する場合の申出について定めます。 	

項目	概要	備考
<p>(4) 当取引所による 監理及び調査等</p> <p>(5) 参加者の処分 等</p> <p>① 参加者の処分</p> <p>② 決済不履行等を 発生させた参加 者に対する措置</p> <p>③ 参加者の処分の 公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、公正な価格形成及び円滑な決済確保の観点から、本市場における参加者の注文、売買及び決済の状況を監理するものとし ます。 ・ 当取引所は、上記の監理若しくは本市場の運営に鑑みて必要があると 認める場合は、参加者に対し、上記当該参加者の本市場における売買 若しくは決済又は当該参加者のカーボン・クレジットに係る業務若し くは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求する ことができるものとし ます。参加者は、報告又は資料の提出の請求を受けたときは、当取引所が定める方法により遅滞なくこれを行うもの とし ます。 ・ 当取引所は、参加者が <ul style="list-style-type: none"> — 2. (2) ①に定める事項を満たさなくなった場合 — 5. に定める決済不履行等が発生した場合 — 本利用規約に違反した場合 必要に応じて当該参加者に説明を求めたうえ、<u>指定クレジットの全部 又は一部について売買の停止若しくは制限、登録の取消し</u>（以下「<u>売 買の停止等</u>」といいます。）、又は改善要請を行うことができるもの とし ます。 ・ 当取引所は、売買の解除の原因となる決済不履行等が発生させた参加 者に対して、経緯書の徴収を行い、決済不履行等の原因及びその分析 並びに再発防止対策等について報告を受けるものとし ます。 ・ 当取引所が、売買の停止等を行った場合は、当該参加者名等を公表す ることができるものとし ます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買の停止等を行う場合の公表の 措置について規定します。

項目	概要	備考
<p>3. 超過削減枠に係る売買立会</p> <p>(1) 売買の方法</p> <p>(2) 売買を行う日</p> <p>(3) 決済日</p> <p>(4) 売買注文の種類</p> <p>(5) 売買の区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 売買立会による売買を行います。 • 売買立会による売買は、カーボン・クレジット市場システムにより行います。 • 売買立会による売買は、競争売買により行います。 • <u>売買立会は、午後1回（午後3時00分）とします。</u> • 売買を行う日は当取引所の定める休業日、当取引所が必要と認める臨時休業日以外の日のうち、<u>当取引所の定める日とします。</u> • 当取引所の定める休業日は、日曜日、国民の祝日、国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日、前日及び翌日が国民の祝日である日、土曜日、年始3日間、12月31日とします。 • 当取引所が設置する売買システム（以下「カーボン・クレジット市場システム」といいます。）又はクレジット登録簿がシステムメンテナンスその他の事由により停止される場合には、本市場の臨時休場日を定めることがあります。 • 売買約定が成立した日から起算して<u>10日目</u>（(2)に定める休業日、臨時休業日及び臨時休場日を除外します。以下、日数計算について同じとします。）を決済日とします。 • 売買注文は、価格を指定した注文（指値注文）のみとします。 • <u>売買の区分は「超過削減枠」とします。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • 参加者には、カーボン・クレジット市場システムにログインするためのユーザIDを付与します。 • <u>2024年度における超過削減枠の売買を行う日は、2024年11月から2025年2月までの金曜日を予定しております。</u> • <u>2025年度以降の売買を行う日については、別途公表します。</u> • 当取引所が開設する上場株式等の金融商品市場と同一の休業日です。 • 価格を指定しない成行注文は不可とします。

項目	概要	備考
(6) 呼値の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行うものとします。 ・ 参加者は、呼値を行う際は以下の事項を当取引所に対して明らかにするものとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 売買の区分 b 売付け又は買付けの区別 c 注文数量 d 注文値段 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呼値とは、参加者が当取引所の市場において売買注文を行おうとする際に、その売買注文の内容、例えば、売るか買いかの別、値段等を表示することをいいます。 ・ <u>超過削減枠については、J-クレジットのような売り注文におけるクレジット認証番号の指定は不要です。</u>
(7) 売買約定成立の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市場における競争売買は、売買の区分ごとに売り注文と買い注文を集約し、以下の呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させることにより行います（板寄せ方式）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 低い値段の売呼値は、高い値段の売呼値に優先し、高い値段の買呼値は、低い値段の買呼値に優先します。 ② 同一値段の呼値については、呼値が行われた時間の先後により、先に行われた呼値は、後に行われた呼値に優先します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ザラバ方式による売買は行いません。 ・ 呼値の変更を行った場合、注文数量の変更（数量削減）の場合は変更前の時間を、注文値段の変更又は注文数量の変更（数量増加）の場合は変更後の時間を基準とします。
(8) 注文受付時間及び注文の有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注文受付時間は、午前8時00分から午後2時59分とします。 ・ 入力した注文は、当該注文が取り消されるまで有効とします。 ・ 呼値の制限値幅を超えた注文は、取り消されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入力した注文は取り消されない限り、順次、次の立会に持ち越されます。

項目	概要	備考
(9) 呼値の単位及び売買単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超過削減枠の呼値の単位及び売買単位は以下のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 呼値の単位：1円 ➤ 売買単位：1 t-CO2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買単位とは、一度の呼値で売買可能な最小単位をいいます。
(10) 呼値の制限値幅及び基準値段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超過削減枠の呼値の制限値幅は基準値段の上下90%（円位未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。）とします。 ・ 超過削減枠の基準値段は、以下のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> （a）<u>直前の立会</u>で売買約定が成立した売買の区分については、当該直前の立会における約定値段 （b）<u>直前の立会</u>で売買約定が成立しなかった売買の区分については、当該直前の立会における基準値段 （c）（a）及び（b）で定める値段が適当でないとき当取引所が認めた場合は、当取引所が適当と認めた値段 	
(11) 通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、売買約定が成立したときは、その内容を売り方参加者及び買い方参加者に通知します。 	
(12) 臨時停止・規制措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、カーボン・クレジット市場システム又はクレジット登録簿において障害が発生した場合又はシステムメンテナンス等により運用が停止される場合には、取引の一部又は全部を臨時に停止することができるものとし、その他、必要があると認めるときは、取引の一部若しくは全部を臨時に停止し又は臨時に挙行することができるものとします。 ・ 当取引所は、本市場の運営に係る安定性確保の観点から必要と認めた場合には、次の措置その他の当取引所が適当と認める売買又は決済に関する規制措置を講じることができるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 総売付数量又は総買付数量の制限 ➤ 一注文当たりの数量又は金額の制限 ➤ 一参加者又は参加者全体による注文の件数制限 ➤ カーボン・クレジットの移転の制限 	

項目	概要	備考
(13) 約定値段等の公表等	<p>➤ 決済日又は決済時限の前倒し又は延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、売買が成立したときは、当取引所が定めるところにより、以下の a 及び b の方法でその約定値段を公表します。 <ul style="list-style-type: none"> a 当取引所のウェブサイトでの公表 <ul style="list-style-type: none"> 一の日における立会において成立した約定値段及び売買高を売買の区分ごとに、当取引所のウェブサイト上に公表します。 b カーボン・クレジット市場システムによる公表 <ul style="list-style-type: none"> 参加者は、売買の区分ごとの注文状況、立会ごとの全ての約定値段及び売買高を確認することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲載時刻は毎日午後 4 時頃を予定しております。
<p>4. 決済</p> <p>(1) 決済の数量等の指定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市場において成立した売買約定の決済は、3. (7) に定める方法により決定した各売買約定を単位（以下「決済単位」といいます。）として、3. (5) に定める売買の区分と同一のカーボン・クレジットであって当該売買約定に係る数量に相当するものの移転及び当該売買約定に係る売買代金等（売買代金及びその消費税（地方消費税を含みます。以下同じ。）相当額（約定値段に約定数量を乗じて得た額を課税標準として算出した金額（円位未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。）とします。以下同じ。）の合計額をいいます。以下同じ。）相当額の金銭の授受について、当取引所の定める方法により行うものとします。 ・ 当取引所は、決済単位ごとにカーボン・クレジットの数量及び売買代金等を、カーボン・クレジット市場システムを通じて当該売買約定の当事者である参加者に通知します。 ・ 売り方参加者は、当該通知の内容を確認し、約定したカーボン・クレジットの数量を移転できない場合は、ただちに、その旨を、当取引所に申告しなければならないものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決済の相手方については、表示しないこととします。 ・ 当該通知は、売買約定が成立した日の翌日の午前 8 時からカーボン・クレジット市場システムを介して、確認することができます。 ・ 申告時限は売買約定が成立した日から起算して 4 日目の午後 1 時 00 分までとします。

項目	概要	備考
<p>(2) 支払代金及び受領代金</p> <p>① 支払代金</p> <p>② 受領代金</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支払代金とは、一の日における、カーボン・クレジットの<u>売買の対象ごとの買付け</u>に係る売買代金等相当額を参加者ごとに（一の参加者において決済口座を複数に分けている場合は決済口座の単位をいいます。以下同じ。）合算した金額をいいます。 受領代金とは、一の日における、カーボン・クレジットの<u>売買の対象ごとの売付け</u>に係る売買代金等相当額を参加者ごとに合算した金額をいいます。 	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所所定の申告書を提出ください。 参加者は、売買約定が成立した日の翌日の午前8時にカーボン・クレジット市場システムを介して自身の支払代金と受領代金を照会することができます。 支払代金と受領代金の差引計算は行いません。
<p>(3) 引渡しクレジット及び受取りクレジット</p> <p>① 引渡しクレジット</p> <p>② 受取りクレジット</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引渡しクレジットとは、一の日に売買約定が成立したカーボン・クレジットのうち、売り方参加者ごとに合算したカーボン・クレジットをいいます。 受取りクレジットとは、一の日に売買約定が成立したカーボン・クレジットのうち、買い方参加者ごとに合算したカーボン・クレジットをいいます。 	<ul style="list-style-type: none"> 引渡しクレジットと受取りクレジットについては、同一の参加者におけるカーボン・クレジットの数量の差引計算は行いません。
<p>(4) 売り方参加者から当取引所へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 売り方参加者は、<u>売買約定が成立した日から起算して7日目の当取引所が指定する時刻までに</u>、クレジット登録簿において当取引所名義の 	

項目	概要	備考
<p>のカーボン・クレジットの事前の移転</p> <p>(5) 買い方参加者による支払代金の支払い</p> <p>(6) 当取引所のカーボン・クレジットの保有及び移転</p> <p>(7) 当取引所から買い方参加者へ</p>	<p>クレジット口座に移転する方法により、当取引所に引渡しクレジットの移転を行うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>売り方参加者は、当該引渡しクレジットの移転のため、売買約定が成立した日から起算して5日目の当日、かつ、当取引所が指定する時刻までに、登録簿運営者に対して、当取引所名義のクレジット口座への移転申請を行うものとします。</u> ・ 当取引所は、買い方参加者による支払代金の支払いが行われるまでの間、当該移転が行われたカーボン・クレジットを売り方参加者のために保有するものとします。 ・ <u>買い方参加者は、売買約定が成立した日から起算して8日目の当日、かつ、当該日の当取引所が指定する時刻までに、当取引所が指定する金融機関（以下「資金決済銀行」といいます。）に開設した当取引所名義の預貯金口座（以下「当取引所資金口座」といいます。）への振込みにより、当取引所に支払代金を支払うものとします。</u> ・ 当取引所は、当該振込みが行われた支払代金を売り方参加者のために受領するものとします。売り方参加者は、当取引所が当該支払代金を受領した時点で、買い方参加者から支払代金を受領したものとし、以後、買い方参加者に対して代金の支払いを請求することはできないものとします。 ・ 当取引所は、(5)の支払代金の支払い（全額が振り込まれた場合に限ります。）を受けた時点以降、当該支払代金の決済単位に係るカーボン・クレジットのうち、(3)で当取引所が売り方参加者のために保有するものを当該決済単位に係る買い方参加者のために保有するものとし、それをもって、当該売り方参加者は、当該決済単位に係るカーボン・クレジットを当該買い方参加者に移転したものとします。 ・ 当取引所は、(5)の支払代金の受領を確認した後、<u>決済日までに、(4)で移転された受取りクレジットを、買い方参加者があらかじめ指定した</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8日目より以前に当取引所資金口座に着金した場合、当取引所はその代金を買い方参加者へ払い戻します。 ・ 資金決済銀行は三菱UFJ銀行 日本橋中央支店とします。

項目	概要	備考
<p>のカーボン・クレジットの移転</p> <p>(8) 当取引所から売り方参加者への受領代金の振込み</p> <p>(9) 適格請求書等の提供</p>	<p>クレジット口座に移転します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当取引所は、<u>当該受取クレジットに係る移転のため、売買約定が成立した日から起算して8日目の当取引所が指定する時刻までに(5)の支払代金の受領を確認した後、当該8日目の当取引所が指定する時刻以降に、登録簿運営者に対して、買い方参加者があらかじめ指定したクレジット口座への(4)で移転された受取りクレジットの移転申請をします。</u> 当取引所は、<u>(7)の当取引所から買い方参加者への受取りクレジットの移転が完了したことを確認した後、決済日の当取引所が定める時刻以降に、(5)の支払代金の受領を確認した売買約定の決済に係る受領代金を、同日中に、売り方参加者があらかじめ指定した預貯金口座に振り込みます。</u> 本市場において成立した売買約定の決済に係る適格請求書の作成、授受等は、媒介者交付特例を適用し、当取引所が行います。 当取引所は、売り方参加者に代わり、買い方参加者に対し決済日以降速やかに、決済単位ごとに当取引所の社名及び登録番号を記載した適格請求書を電磁的記録にて提供するものとします。 当取引所は、売り方参加者に対し、決済日以降速やかに、当該適格請求書に記載された事項のうち買い方参加者情報の記載を省略した精算書を電磁的記録にて提供するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 適格請求書とは、消費税法57条の4第1項に規定する適格請求書のことをいいます。 媒介者交付特例とは、媒介又は取次ぎを行う者が渡方当事者に代わって適格請求書を交付する制度（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）³第70条の12）のことをいいます。 登録番号とは消費税法第57条の2第4項に定める登録番号のことをいいます。 当取引所から参加者への適格請求書等の提供は、当取引所が指定す

³ 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）による改正後の消費税法施行令をいいます。

項目	概要	備考
		<p>る方法により行います。</p>
<p>5. 決済不履行等に 伴う取扱い</p> <p>(1) 決済日以前の カーボン・クレ ジットの移転困 難の判明</p> <p>(2) カーボン・ク レジットの移転 不履行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者が売買約定に係る決済を履行しないとき又はその履行が困難であるときとして次の（1）から（4）に掲げるときは、売買約定を取り消すものとし、以降の決済に係る手続きは行わず、行われた決済については原状回復するものとします。 ・ 約定したカーボン・クレジットの数量を移転できない場合において、参加者から4.（1）に規定するカーボン・クレジットの移転が困難である旨の申告があるときは、当取引所は、売買約定を取り消すものとします。 ・ 当取引所は、以降の手続きを行わないこととした場合には、決済の相手方である買い方参加者に対して、売買約定が成立した日から起算して<u>6日目</u>の午後4時00分までに連絡します。 ・ 売買約定が成立した日から起算して7日目の当取引所が定める時刻において、売り方参加者による当取引所への引渡しクレジットの全部の移転が行われなかった場合には当該売買約定を取り消し、以降の手続きを行いません。 ・ 売買約定が成立した日から起算して<u>7日目</u>の当取引所が定める時刻において、売り方参加者による当取引所への引渡しクレジットの移転が一部のみ行われた場合は、当該引渡しクレジットのうち、カーボン・クレジットの数量が少ないものから昇順に並べ（数量が同数の場合は抽選）、上から合算していった数量が、当取引所が受領したカーボン・クレジットの数量を超過する決済単位以降に係る売買約定を取り消 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カーボン・クレジットの決済において、売買約定の取消しが発生した場合、当該売買約定に関連し、当取引所に移転したクレジット又は当取引所に振り込んだ代金は参加者に返還します。その他、参加者に当該取消しに伴う費用又は損害が生じたとしても、当該費用又は損害は当該参加者自身が負担することになります。 ・ 以降の手続きを行わないことによって訂正された支払代金と受領代金についても、カーボン・クレジット市場システムを介して照会することができます。 ・ 当該売り方参加者が決済単位の一部のカーボン・クレジットの移転を行った場合には、売買約定の取消しを行った上で、移転済みのカーボン・クレジットを当取引所から売り方参加者に返還します。

項目	概要	備考
(3) 代金の支払不履行	<p>し、以降の手続きを行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買約定が成立した日から起算して<u>8日目</u>において、支払時限までに買い方参加者から支払代金の全部又は一部の支払いが行われなかった場合には、当取引所は、当該支払代金に係る売買約定を全て取り消し、以降の手続きを行わないこととし、4.(4)で当取引所が、売買約定が成立した日から起算して<u>7日目</u>までに移転を受けた当該取消しに係るカーボン・クレジットを売り方参加者に返還するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払期限までに支払代金の全部又は一部の支払いを行わなかった買い方参加者が別のカーボン・クレジットの売り方であった場合、当該買い方参加者の決済単位に属するカーボン・クレジットの売却分に係る決済単位情報については売買約定の取消しを行わず、通常どおり手続きを行います。 ・ 当該買い方参加者が支払代金の一部を支払った場合には、売買約定の取消しを行った上で、支払い済みの金額に相当する金銭を当取引所から買い方参加者に返金します。
(4) 参加者の売買の停止等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者が、売買の停止等を受けた場合であって当該売買の停止等の効力発生前に成立した売買約定の決済を行うことが困難であると当取引所が認めたときには、当取引所は当該参加者が当事者になっている売買約定を取り消すものとし、4.(4)で当取引所が<u>売買約定が成立した日から起算して7日目までに移転を受けた当該取消しに係るカーボン・クレジット</u>を売り方参加者に返還するものとします。 	

Ⅲ. 実施時期 (予定)

本市場の売買は2024年11月を目途に開始します。

なお、超過削減枠の売買を行うための申込みの受け付けは、売買を開始する日までの別途当取引所が定める日より開始します。

以 上